会議名 財務常任委員会

日 時 令和5年5月15日(月)午前11時46分~午前11時57分

場 所 第2•第3委員会室

出席議員(14名) 委員長 水野忠三 副委員長 桝谷規子 委 員 梅村均

委 員 片岡健一郎 委 員 鬼頭博和 委 員 谷平敬子 委 員 堀江珠恵 委 員 大野慎治 委 員 日比野走

委 員 須藤智子 委 員 井上真砂美 委 員 伊藤隆信

委 員 塚﨑海緒 委 員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明員 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 長谷川忍、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 近藤玲子、総務部専門監 齋藤元英 行政課長 佐野剛、同主幹 井手上豊彦、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、子育て支援課統括主査 山田真理

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 26 号	令和5年度岩倉市一般会計補正予算(第2号)	全員賛成
		原案可決

財務常任委員会(令和5年5月15日)

◎委員長(水野忠三君) ただいまから財務常任委員会を開催いたします。 当委員会に付託されました案件は議案1件であります。

審査に入る前に当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長(中村定秋君) 改選後の初めての議会ということで、いろいろと人事案件等ある中で補正予算を提出させていただきました。

補正予算につきましては、国の事業ということですけれども、いち早い給付をということでございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

◎委員長(水野忠三君) ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

議案第26号「令和5年度岩倉市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ◎委員長(水野忠三君) 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。 質疑は、歳入歳出全般にわたっての質疑といたします。 質疑はございませんか。
- ◎委員(木村冬樹君) これまで子育ての関係のこういった給付金につきましては、公務員を除いてという形でやられてきて、公務員は別途申請が必要だということでやられてきたというふうに思います。その中身についても疑問があるわけですけど、今回はそういう形になっていないということで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。
- ◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) これまでのいわゆるその他世帯給付金というところにおきましては、基準となる対象が児童手当の受給者ということになってございましたので、公務員の方はそれぞれの所属庁で児童手当を受給しておりましたので、子育て支援課では把握をできないから申請が必要だということでございました。

今回、国が示してきた対象者ということでは、令和4年度の給付金を支給したもう実績がある人、これは拒否した人も含むということで、もともと令和4年の対象だった人というところに再度払うということでございますので、いわゆる令和4年には申請をしていただいて払った公務員の方には、もうこちらから支給対象者ということで申請不要で通知を申し上げるということになってございますのでよろしくお願いをします。

◎委員長(水野忠三君) ほかに質疑はございませんか。

- ◎委員(塚﨑海緒君) システム改修業務委託料なんですけど、具体的にどういったシステムを改修するためにどこに委託されるか教えてください。
- ◎委員長(水野忠三君) 暫時休憩いたします。

(休 憩)

- ◎委員長(水野忠三君) 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。
- ◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) システム改修の 委託料におきましては、もともとのこのシステムを請け負っております日本 電子計算システムというところで実施をさせていただきます。

システム改修としては、対象の抽出を行う必要がある対象者の抽出という ところと、宛名を出したりと、また支払いをするための口座情報の抽出とそ のようなところが事業の主な内容になってございます。

それはひとり親世帯、その他世帯それぞれ同じような内容でございますのでよろしくお願いをします。

- ◎委員長(水野忠三君) ほかにございませんか。
- ◎委員(大野慎治君) すみません。今現時点で支給日はいつ頃を予定しているんでしょうか。
- ◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 申請不要の皆様 方におきましては、5月末までという国の指示というか依頼もございました ので、5月30日に支給をしたいと考えてございます。
- ◎委員長(水野忠三君) ほかに質疑はございませんか。
- ◎委員(鬼頭博和君) 今回申請が必要な方、家計急変世帯ということでその他世帯分と、それからひとり親世帯分で大体何人ぐらい見込んでいるのかというのが分かりましたら。

下に、人数が530人と497人、説明資料のほうで書いてありますけれども、 大体どれぐらいを見込んでいるのか分かりましたら教えてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 今回なかなかその他のほうが、国の制度の在り方で少し仕分が難しいところもございまして、どこまで見込めるかというところが少し不透明でしたので、若干多めには見てございます。

というところで、いわゆるその他世帯のほうで、令和4年に支給対象にした方以外では、一応30世帯でおおむね60人強の児童に当たる部分を、この530人のうち60人強の部分は申請に当たる部分ではないかというふうには考えてございます。

またひとり親のほうにつきましては、家計急変というところがなかなか、 いわゆる一定の所得を超えていて児童扶養手当をもらえていなかった方が、 急変によりもらえる所得レベルまで下がった方というのが対象になりますので、一応今現状受給していない方全員を見込んでおりまして、それで言うと、世帯数としては56世帯で64人程度がなる可能性があるのではないかというふうで多めに見させていただいております。

- ◎委員長(水野忠三君) ほかに質疑はございませんか。
- ◎副委員長(桝谷規子君) 事務費の中の会計年度任用職員についてお聞かせください。

この事業について、新たに会計年度任用職員を募集するとかなのか、これ までの職員の中での仕事内容にするのか、具体的にどうなんでしょうか。

- ◎子育で支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 現状、子育てのほうでひとり親等の相談に応じていただいております母子父子自立支援員の会計年度任用職員がおりますが、そちらの方に少し業務を延長して対応していただこうということでの見込みはさせていただいております。
- ◎委員長(水野忠三君) よろしいですか。

それでは委員長から、司会進行は桝谷副委員長に代わります。

2つほど確認の意味で質問させていただきます。

主要事業説明資料の中で、その他世帯分のほうでは令和4年度、それからひとり親世帯分では令和5年3月分ということで、いずれも令和4年度というのを基準に取られていますけれども、今、令和5年度ですので、あえて令和4年度に基準を設けられた理由をお述べください。

◎子育で支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 今回、先ほど少し支給の予定を5月30日と申し上げさせていただきましたように、国のほうからはできるだけ早い時期ということがございました。

いわゆる令和5年の所得が決まってくるのが6月1日になりますので、それよりも早い段階での支給ということで令和4年度のところの課税、非課税の情報と、またひとり親も令和5年3月、一つ高校生世代がまだ上に抜ける前のぎりぎりの世代をというところで対象にしてございます。

なお、今委員長の御質問にありましたように、そうしますと、令和5年になってから非課税になった人はというところがございますが、こちらの方は、一応国のQ&Aの中では家計急変ということで申請の対象になるというふうには指示は出ておりますのでよろしくお願いします。

◎委員長(水野忠三君) それから2つ目の質問でございます。

その他世帯分のほうについてでございますが、給付金の支給については、 マスコミなどでほかの給付金についても問題になったことがあると思います が、別居等の場合に、実際に受け取るべき人が受け取れるのかという問題が ございます。子どもと親が別居している場合であるとか夫婦が別居している場合など様々な場合は考えられると思うんですけれども、代表的な場合についてお考えをお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 代表的な場合というところでいきますと、いわゆる昨年までやっておりました通常のルールを説明させていただきながら、最後に少し今回異なる点があるところだけを御説明させていただきたいと思いますが、別居の場合というところでございますと、子どもと親が別居しているところで払う場合というのは、児童手当も親側の住所のところで払いますので、例えば岩倉に親がいて子どもが市外だった場合というところは、給付の対象は岩倉側という親側になります。

仮に夫婦のほうが別々だった場合というのは、児童手当に基づきますと主たる生計者ということにはなってくるというルールに基づきながら、あくまでも児童手当を受給している側ということになります。

今回、少し異なるところがあるというところを申し上げますと、先ほど少し別の委員からの質問もありましたが、令和4年度に支給をしたところへの対象だということになってございますので、令和4年度支給した以降、現時点において少し家族の住まわれている構成が変わっていたとしても、あくまでも今回は令和4年度の支給者に送付をさせていただくというところがあるもんですから、今回新しく例えば家計急変で申請される場合というのは通常ルールに基づいた受給者になりますが、いわゆる令和4年の支給対象者については当時の対象者になるということでございますのでよろしくお願いをします。

- ◎副委員長(桝谷規子君) よろしいですか。
- ◎委員長(水野忠三君) じゃあ、進行のほうはこちらに戻させていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長(水野忠三君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(水野忠三君) 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(水野忠三君) 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。 議案第26号「令和5年度岩倉市一般会計補正予算(第2号)」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長(水野忠三君) 挙手全員であります。

採決の結果、議案第26号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと 決しました。

以上で当委員会に付託されました議案は議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一 任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(水野忠三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。 以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。